物件設置（汚水桝自費工事）の譲渡に関する要領

【趣　旨】

うるま市公共下水道管理者以外が物件設置した後、本市に無償で譲渡し公共下水道として、本市が管理を行う場合の一連の手続きを定める。

1. 事前協議

　汚水桝（自費）を整備した後、桝を市に譲渡する予定の場合は、事前に下水道関係課と協議を行う。譲渡を受ける条件としては、下記の事項を確認検討する。

1. 汚水桝の基準・構造・規格等が、下水道の設計基準に準じていること。
2. 維持管理費用が多大でないこと。
3. 汚水桝は、市が検査した後に譲渡をうける。

上記事項を確認後、手続きを進める。

２） 物件設置許可申請書　（様式第１号）　　　・・・・・・・・・・・譲渡者が提出

　位置図・設計図面・写真を添付し工事着手前に提出する。

　※別添「承諾条件」および許可時に発行される許可書記載の条件（写真管理、占用許可、埋設物調査）

について留意すること。

３）完　成　届　　（様式第2号）　　　　　　　・・・・・・・・・・・譲渡者が提出

　写真（施工中・工事完了）・桝の竣工図・道路占用許可書、道路占用工事完了届の写しを添付し工事完了後に提出する。

　※別添「承諾条件」および許可時に発行される許可書記載の条件（写真管理、占用許可、埋設物調査）

について留意すること。

４）引　渡　書　（様式第4号）　　　　　　　　　・・・・・・・・・・譲渡者が提出